

平成 30 年度山形の家づくり利子補給金（後期・新築住宅分）交付要綱

（目的）

第 1 条 知事は、県民の県産木材の利用促進及び人口減少対策と融合した住まいづくりの推進に資するため、県産木材を使用し、耐久性、省エネルギー性能等を有する住宅を建設する資金を金融機関から借り入れる者に対し、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和 35 年 8 月県規則第 59 号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で利子補給金を交付する。

（定義）

第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 融資機関 別表 1 に定める金融機関をいう。
- (2) 耐久性基準 住宅品質確保促進法に基づく日本住宅性能表示基準における「劣化対策等級」の「等級 3」の基準をいう。
- (3) 一定の省エネルギー基準 住宅品質確保促進法に基づく日本住宅性能表示基準における「省エネルギー対策等級」の「等級 4」の基準をいう。
- (4) 県産木材 「やまがた県産木材利用センター」が実施する『「やまがたの木」認証制度』等により産地証明された木材（「やまがた県産材集成材」を含む）及び認証された合板をいう。
- (5) 県産木材使用住宅 住宅の延べ床面積 1 平方メートルにつき 0.1 立方メートルを乗じて算定した数量の 100 パーセント以上かつ 15 立方メートル以上に県産木材を使用する住宅をいう。なお、第 3 条第 2 号から第 4 号に規定する住宅の場合は 50 パーセント以上とすることができ、同上第 5 号及び第 6 号に規定する住宅の場合は、70 パーセント以上とすることができる。
- (6) 旧耐震住宅 山形県内に存する昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅をいう。
- (7) 建設等 県内にみずから居住するため、住宅を新築（登記上新築と記載されるもの）することをいい、分譲住宅の購入、中古住宅の購入及びリフォームを除く。
なお、併用住宅の場合は、住宅部分のみを対象とする。
- (8) 建設等に要する資金融資 融資機関が融資する住宅資金のうち、融資期間が 10 年以上かつ 35 年以内のもの（返済据置期間を設けるものを除く。）をいう。
- (9) 借入者 第 16 条第 1 項の金銭消費貸借契約を締結した者をいう。
- (10) フラット 35 等 自己居住用住宅に融資する資金（返済据置期間を設けるものを除く。以下同じ。）で融資期間が 35 年以内の資金のうち、住宅金融支援機構（以下「機構」という。）の証券化支援業務（買取型）を活用するイ及び機構が融資するロの資金をいう。ただし、フラット 35 等取扱融資機関が扱う資金に限るものとする。
イ フラット 35（買取型）
ロ マイホーム新築融資
- (11) フラット 35 等取扱融資機関 別表 2 に定める金融機関及び知事が別に定める金融機関をいう。

(利子補給の対象となる住宅)

第3条 利子補給の対象となる住宅は、耐久性基準及び一定の省エネルギー基準を満たし、次の各号のいずれかに該当する住宅とする。

- (1) 県産木材多用型 県産木材使用住宅
- (2) 寒さ対策・断熱化型（やまがた健康住宅） 「やまがた健康住宅の普及促進に関する要綱」（以下「健康住宅要綱」という。）第12条第1項の規定による「やまがた健康住宅認定証」の交付を受けた県産木材使用住宅
- (3) 子育て支援型（三世代同居・近居） 世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、3以上の世代が同居している世帯であって、平成12年4月2日以降に出生した世帯員がいる世帯が居住する県産木材使用住宅で、延床面積が165㎡以上であるもの又は平成29年4月1日以降に親世帯と子世帯（平成12年4月2日以降に出生した世帯員がいる世帯に限る。以下同じ。）の居所が新たに近居区域（親世帯と子世帯の居所の直線距離が2km以下である区域、又は、親世帯と子世帯の居所が同一小学校の通学区域内である区域）内になった世帯（既に親世帯と子世帯の居所が近居区域内にある場合を除く。以下「近居世帯」という。）が居住する県産木材使用住宅
- (4) 移住促進型 平成29年4月1日以降に山形県外から県内市町村に住み替えた又は平成23年3月11日に東日本大震災の被災地（岩手、宮城及び福島各県に限る。）に居住しており、平成29年3月31日までの間に県内市町村に住み替え、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項の規定による転入届を当該市町村へ提出した世帯が居住する県産木材使用住宅
- (5) 耐震建替型 利子補給を受けようとする者が行う旧耐震住宅の解体工事（平成29年4月1日以降に工事請負契約書を締結し、利子補給を受けようとする住宅が完成した日又は引渡しを受けた日のいずれか遅い日から90日以内に解体を完了するものに限る。）を伴う県産木材使用住宅
- (6) 子育て支援型（一般） 平成12年4月2日以降に出生した世帯員がいる世帯が居住する県産木材使用住宅（第3号に該当する住宅を除く）

(利子補給の対象及び利子補給金の額等)

第4条 利子補給の対象は、前条に適合する住宅の建設等に要する資金融資又はフラット35等とし、一の住宅に対して一の融資に限るものとする。

2 利子補給金の額は、前項の融資金額の借入金残高に、融資金額に占める住宅の建設工事等（土地購入費等を除く。）に要する額（以下「建設工事費」という。）の割合を掛けた金額に対して、前条第1号から第4号に規定する住宅は0.5パーセントの割合で計算した額又は10万円のいずれか低い額以内の額とし、同条第5号及び第6号に規定する住宅は0.4パーセントの割合で計算した額又は5万円のいずれか低い額以内の額とする。なお、建設工事費が次に定める額を超える場合は、当該額を建設工事費とみなして計算するものとする。

- (1) 前条第1号から第4号については2,500万円
 - (2) 前条第5号及び第6号については1,500万円
- 3 利子補給金の額の計算は、次条に定める利子補給の期間を含む各年の12月31日

時点の借入金残高を対象として行い、対象となる年の返済月数を12で除した割合を掛けるものとする。

- 4 返済金を延滞した場合は、延滞した額に対応する利子補給金は交付しない。ただし、次条の期間内で、延滞した日から3か月未満に当該延滞した全額を返済したときは、借入者の請求により交付する。

(利子補給の期間)

第5条 知事が行う利子補給の対象となる期間は、当初の金銭消費貸借契約に基づく償還予定表の初回返済日を含む月から120箇月目までとする。

(利子補給の申込み)

第6条 利子補給を受けようとする者は、平成30年9月3日から平成31年2月28日まで（山形の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）第1条第1項第1号及び第2号に掲げる日を除く。各号及び次項において同じ。）（以下「募集期間」という。）の間に山形の家づくり利子補給（後期・新築住宅）申込書（様式第1号）により知事に申込みものとする。

なお、子育て支援型（三世同居・近居）、移住促進型、子育て支援型（一般）として利子補給に申込み場合は、世帯要件を満たすことについての誓約書（様式第1号別添様式）を山形の家づくり利子補給（後期・新築住宅）申込書（様式第1号）に添えるものとする。

- 2 知事は、別に定める募集戸数（以下「募集戸数」という。）の範囲内で、募集期間に申込みのあった中から、原則的に先着順で利子補給の予定者（以下「予定者」という。）を決定する。
- 3 知事は、第1項に規定する募集期間が満了する前の申込み等の数が第2項に規定する募集戸数に達した場合は募集を終了する。
- 4 第1項の申込み等は、利子補給を受けようとする住宅の屋根工事完了予定日の40日前までに行うものとする。
- 5 すでに予定者となった者は、決定を受けた日の属する同一年度内に再度申込み等を行うことはできない。
- 6 平成30年度山形の家づくり利子補給金（前期・新築住宅分）交付要綱第6条第2項の規定による予定者となった者は、申し込み等を行うことはできない。

(利子補給予定者の決定等)

第7条 知事は、前条第2項の規定に基づき決定した予定者に対し、その旨を山形の家づくり利子補給（後期・新築住宅）予定者決定書（様式第2号）により通知する。

- 2 予定者は、次の各号に掲げる変更が生じた場合には、山形の家づくり利子補給（後期・新築住宅）変更届出書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。
 - (1) 予定者の変更
 - (2) 建設地の変更（記載誤りを除く。）
 - (3) 対象となる住宅の変更

- 3 予定者が、第3条に規定する住宅を建設しなくなった場合又は利子補給を受けることが不相当となった場合には、山形の家づくり利子補給（後期・新築住宅）辞退届（様式第4号）に第1項に規定する決定書を添えて知事に提出しなければならない。

（利子補給金の申請及び予定者の決定の取消し）

第8条 予定者は、利子補給予定者決定の日から起算して40日以内（申込み時点ですべてに対象住宅の建設に着手している場合は利子補給予定者決定の日から起算して14日以内）又は平成31年3月8日のいずれか早い日に、次の各号に掲げる書類を添えて山形の家づくり利子補給金（後期・新築住宅）交付申請書（様式第5号）により、知事に申請しなければならない。

- (1) 融資機関又はフラット35等取扱融資機関（以下「融資機関等」という。）が作成した利子補給期間における返済予定を明記した書類
- (2) 対象となる住宅の図面（案内図、配置図、平面図、断面図又は立面図）
- (3) 健康住宅要綱第6条第1項の規定によるやまがた健康住宅設計適合証の写し（ただし寒さ対策・断熱化型（やまがた健康住宅）として申請する場合に限る。）
- (4) 親世帯と子世帯双方の住宅敷地が2km以内又は同一小学校の通学区域内であることを記載した地図（ただし子育て支援型（三世帯同居・近居）として申請する者が近居世帯である場合に限る。）
- (5) 解体する旧耐震住宅の案内図、外観写真、建設された日が昭和56年5月31日以前であることを確認できる書類及び解体工事の請負契約書の写し（ただし耐震建替型として申請する場合に限る。）
- (6) 利子補給予定者決定の日から起算して40日以内に利子補給金の申請がなされなかった場合、知事は予定者の決定を取り消すことができる。

（利子補給金の交付決定）

第9条 知事は、前条の交付申請があった場合は、内容を審査のうえ、利子補給金の交付対象として適当と認められるときは、申請者に対し、利子補給の交付を決定し、山形の家づくり利子補給金（後期・新築住宅）交付決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により利子補給の交付を決定した場合は、融資機関等及び施工者に交付決定通知書の写しを送付するものとする。
- 3 前2項の規定は、第9条の規定による申請内容の変更に準用する。

（利子補給金の交付の除外要件）

第10条 知事は、第8条に規定する交付申請をした者が次の各号いずれかに該当する場合は、交付の決定をしないことができる。

- (1) 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）
- (2) 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当

- な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者
- (3) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - (4) その他 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

（申請内容の変更）

第11条 申請者は、次の各号に掲げる変更が生じた場合は、山形の家づくり利子補給金（後期・新築住宅）変更交付申請書（様式第7号）を速やかに知事に提出しなければならない。ただし、第1号、第4号及び第5号の規定による変更については原則として金銭消費貸借契約を締結する14日前までに提出するものとする。

- (1) 申請者を変更するとき
- (2) 建設地を変更するとき
- (3) 設計者又は施工者を変更するとき
- (4) 建設等に要する資金融資の借入れ融資機関を変更するとき
- (5) 建設等に要する資金融資の借入条件を変更するとき（ただし、借入条件（借入金額、返済期間、融資機関の利率）を変更し、第8条第1項の規定により交付の決定を受けた利子補給金が増額となる場合に限る。）
- (6) 対象となる住宅を変更するとき

（利子補給金交付申請の取下げ）

第12条 申請者は、第3条に規定する住宅を建設しなくなった場合又は利子補給を受けることが不相当となった場合には、山形の家づくり利子補給金（後期・新築住宅）取下げ申請書（様式第8号）に第7条第1項に規定する予定者決定書及び第9条第1項に規定する交付決定通知書を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により取下げを行った者は、交付決定を受けた日が属する同一年度内に再度申請を行うことはできない。

（中間検査）

第13条 申請者は、屋根工事が完了する10日前までに、山形の家づくり利子補給（後期・新築住宅）中間検査申請書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の申請書を受理したときは、職員が検査を行うものとする。
- 3 知事は、検査の結果住宅が基準に適合していると認めた場合は、申請者に山形の家づくり利子補給（後期・新築住宅）検査済証（以下、「検査済証」という。）（様式第10号）により通知するものとする。
- 4 知事は、前項の規定により通知した場合は、施工者に検査済証の写しを送付するものとする。
- 5 屋根工事後の工程に係る工事は、前項の検査済証の交付を受けた後でなければ、これを施工してはならない。ただし、中間検査の日から7日を経過した場合はこの限りではない。

(住宅完成後報告等)

第 14 条 申請者は、利子補給を受けようとする住宅が完成し、又は引渡しを受けた場合は、完成した日又は引渡しを受けた日のいずれか遅い日から 14 日以内（子育て支援型（三世帯同居・近居）、移住促進型、子育て支援型（一般）の場合は 30 日以内）に、次の各号に掲げる書類を添えて、知事に山形の家づくり利子補給（後期・新築住宅）住宅完成後報告書（様式第 11 号）を提出するものとする。

- (1) 世帯要件を満たす住民票（子育て支援型（三世帯同居・近居）、移住促進型、子育て支援型（一般）の場合に限り、近居世帯の場合は親世帯と子世帯双方の住民票とする。）
 - (2) 健康住宅要綱第 12 条第 1 項の規定によるやまがた健康住宅認定証の写し（ただし寒さ対策・断熱化型（やまがた健康住宅）の場合に限る。）
- 2 耐震建替型の申請者は、旧耐震住宅の解体が完了した日から 14 日以内に、知事に山形の家づくり利子補給（後期・新築工事）旧耐震住宅解体完了報告書（様式第 12 号）を提出するものとする。
- 3 知事は、必要と認められるときは、申請者に対し、完成した住宅等について報告を求めることができる。

(融資の申込み)

第 15 条 申請者は、第 7 条第 1 項の規定による予定者決定書を融資機関等に提示し、融資機関等の行う第 2 条第 7 号の規定に適合する建設等に要する資金の融資を申込みものとする。

(融資の実行)

- 第 16 条 前条の規定による申込みを受けた融資機関等は、融資機関等の基準により融資を申し込んだ申請者を審査し、融資金額その他の条件を確定し、申請者が第 9 条第 1 項の規定による交付決定書の交付を受けていること及び交付決定を受けた内容に変更がないこと又は第 11 条の規定による変更の手続きを行い、第 9 条の規定による変更の決定を受けていることを確認した上で、融資機関等の規定により金銭消費貸借契約を締結するものとする。
- 2 融資機関等は、融資を行うことが適当でないと判断されるときは、前項の規定による融資を行わないことができる。
 - 3 第 1 項の規定による金銭消費貸借契約の締結は、第 13 条第 3 項に規定する検査済証の交付を受けた後でなければできないものとする。ただし、山形の家づくり利子補給（後期・新築住宅）検査済証交付前契約誓約書（様式第 13 号）を知事に提出した場合は、この限りでない。
 - 4 申請者は、平成 31 年 3 月 31 日までに融資機関等との間で金銭消費貸借契約を締結し、その契約締結日から 30 日以内に融資機関等から融資を受けなければならない。

(融資契約締結報告)

第 17 条 申請者は、金銭消費貸借契約を締結したときは、速やかに山形の家づくり利子補給（後期・新築住宅）融資契約締結報告書（様式第 14 号）に以下に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 融資機関等が作成した利子補給期間における返済予定を明記した書類
 - (2) 第 20 条第 1 項の規定による山形の家づくり利子補給金の代理請求に関する承諾書（様式第 15 号）
- 2 融資機関等は、前項の規定による報告書を代理受理し、金銭消費貸借契約を締結した日の翌月 10 日までに知事に提出するものとする。

（補給金額の確認）

- 第 18 条 知事は、申請者から融資契約締結報告があった場合は、内容を審査し、利子補給金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき利子補給金額を確認し、利子補給金額計算書を添付し利子補給金交付予定額確認通知書により申請者に通知するものとする。
- 2 知事は、第 1 項の規定により利子補給金額を確認した場合は、融資機関等及び施工者に利子補給金交付予定額確認通知書の写しを送付するものとする。

（利子補給金の内示等）

- 第 19 条 融資機関等は、年末残高等報告書（様式第 16 号）を平成 31 年 1 月 31 日までに、電子データにより知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、金銭消費貸借契約に基づき借入者が平成 30 年 12 月 31 日までに行った返済を対象とする交付予定額を算定し、平成 31 年 2 月 28 日までに融資機関等へ内示する。（平成 30 年 9 月 3 日以降に利子補給を申込んだものに限る。）ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

（利子補給金の請求）

- 第 20 条 融資機関等は、申請者に代わり利子補給金の請求を行うものとする。
- 2 融資機関等は、前条の規定により内示された交付予定額により、当該期間に係る山形の家づくり利子補給金（後期・新築住宅）請求書（様式第 17 号）に山形の家づくり利子補給（後期・新築住宅）請求内訳書（様式第 18 号）を添付して、平成 31 年 3 月 15 日までに利子補給金の請求をしなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

（実績報告等）

- 第 21 条 前条の規定により融資機関等が第 19 条の内示による交付予定額と同額の請求を行った場合は、借入者は規則第 12 条に規定する補助事業等状況報告書及び同第 14 条に規定する補助事業等実績報告書の提出を要しない。

（交付の決定の取消し）

- 第 22 条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 9 条の規定により交付決定した補給金の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 利子補給の対象となる住宅を譲渡または他の用途に転用したとき
 - (2) 補助金交付決定に附した条件に違反したとき
 - (3) 第 3 条に規定する基準に該当しない住宅を建設したとき
 - (4) 第 9 条に規定する者に該当することが明らかになったとき

- (5) 利子補給金に関して知事に提出した書類に虚偽の記載があったとき
 - (6) 当該住宅資金を目的以外の用途に使用したとき
 - (7) 融資機関等が第 16 条第 1 項により締結された金銭消費貸借契約を解除するとき
- 2 融資機関等は、前項各号に該当する場合は知事に報告しなければならない。
- 3 第 1 項第 1 号から第 6 号までの規定は、交付すべき補給金の額の確定があった後においても適用があるものとみなす。

(利子補給金の返還等)

- 第 23 条 知事は、補給金の交付の決定を取り消した場合においては、借入者に対し、すでに交付した利子補給金について、期限を定めてその返還を命ずる。
- 2 知事は、すでに交付した利子補給金の返還を命ずるときは、速やかに融資機関等に対しその事由並びに利子補給金の返還請求額を通知する。
- 3 第 1 項の命令を受けた借入者は、期限までに返還請求額を県に納付しなければならない。
- 4 第 1 項の命令を受けた借入者は、前項の期限までに返還請求額を納付しなかったときは、規則第 19 条の規定により違約金を県に納付しなければならない。

(繰上償還報告)

- 第 24 条 借入者は、利子補給期間中に融資機関等の規定に従い繰上償還したときは、速やかに山形の家づくり利子補給（後期・新築住宅）繰上償還報告書（様式第 19 号）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に報告しなければならない。
- (1) 繰上償還日、繰上償還金額、繰上償還時の利息及び繰上償還後の残高がわかる書類
 - (2) 繰上償還後に借入金の返済を継続するときは、融資機関等が作成した第 5 条に規定する利子補給期間の返済予定表
- 2 融資機関等は、前項に規定する報告書を代理受理し、借入者が繰上償還をした日の翌月 10 日までに県に送付するものとする。

(状況報告)

- 第 25 条 融資機関等は、借入者が次のいずれかに該当するときは、遅滞なく山形の家づくり利子補給（後期・新築住宅）状況報告書（様式第 20 号）を知事に提出しなければならない。
- (1) 借入者が死亡したとき
 - (2) その他、知事が必要と認めるとき
- 2 融資機関等は、前項第 1 号の規定に従い報告する場合は、当借入者の融資機関等が作成した第 5 条に規定する利子補給期間の返済予定表を添えて、知事に提出するものとする。

(協定の締結)

- 第 26 条 県及び融資機関等は、利子補給の事務及び予定者への融資に関する協定を締結するものとする。

(適用除外)

第27条 この要綱に基づく利子補給制度は、当該住宅の建設等につき国、県又は市町村等の補助を受けている場合及び受けようとする場合は、適用しない。ただし、補助事業を実施する国、県又は市町村等がこれを認め、かつ、当該住宅の建設工事費等（土地購入費等を除く。）に要する額から補助金の合計額を除いた金額により第4条第2項の規定による利子補給金の額を計算する場合はこの限りではない。

(その他)

第28条 知事は、必要があると認めた場合は、当該住宅について調査することができる。

2 要綱に定めのない事項については、知事と融資機関等が協議して定めるものとする。

3 この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(書類の提出先)

第29条 第6条から第8条までの規定及び第11条から第14条までの規定に係る書類は、住宅の建設地を所管する総合支庁建設部建築課に提出するものとし、提出部数は1部とする。

なお、その他の書類（第17条の規定による融資契約締結報告書及び第24条の規定による繰上償還報告書を除く。）は、山形県県土整備部建築住宅課に提出するものとし、提出部数は1部とする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表 1

1 株式会社山形銀行	14 天童市農業協同組合
2 株式会社荘内銀行	15 さがえ西村山農業協同組合
3 株式会社きらやか銀行	16 みちのく村山農業協同組合
4 山形信用金庫	17 東根市農業協同組合
5 米沢信用金庫	18 新庄市農業協同組合
6 鶴岡信用金庫	19 もがみ中央農業協同組合
7 新庄信用金庫	20 金山農業協同組合
8 東北労働金庫 山形県本部	21 山形おきたま農業協同組合
9 山形中央信用組合	22 鶴岡市農業協同組合
10 山形第一信用組合	23 庄内たがわ農業協同組合
11 北郡信用組合	24 余目町農業協同組合
12 山形市農業協同組合	25 庄内みどり農業協同組合
13 山形農業協同組合	26 酒田市袖浦農業協同組合

別表 2

1 株式会社山形銀行	4 鶴岡信用金庫
2 株式会社荘内銀行	5 東北労働金庫 山形県本部
3 株式会社きらやか銀行	6 北郡信用組合